

高松市スポーツ少年団 母集団協議会規程

(総則)

第1条 この規程は、高松市スポーツ少年団設置規程第21条に規程された母集団協議会（以下「母協会」という。）に関することを定める。

(目的)

第2条 母協会は、高松市スポーツ少年団の母集団相互の連帯と資質の向上ならびに健全育成について協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 母協会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議し、高松市スポーツ少年団に意見を具申する。

- (1) 母集団の研修および資質の向上に関すること。
- (2) 母集団の交流と情報交換，広報活動に関すること。
- (3) 母集団育成の研究に関すること。
- (4) その他前各号に関連すること。

(会議)

第4条 母協会は、単位スポーツ少年団母集団代表各1名をもって構成する。
2 母協会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集してその議長となる。

(運営委員会)

第5条 母協会に運営委員会をおく。
2 運営委員会は、必要に応じて開催し委員長がこれを招集してその議長となる。

(運営委員会の構成)

第6条 運営委員会は、次の運営委員で構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 10名以内

(運営委員の選出)

第7条 運営委員は、第4条に定める代表者が互選し、選出する。
2 委員長および副委員長は、運営委員の互選で決める。委員長は、母協会ならびに運営委員会の議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第8条 委員長，副委員長，ならびに運営委員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

2 委員長，副委員長ならびに運営委員に欠員を生じた場合は，それぞれの選出方法に準じて，欠員を補充する。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とし，増員による委員の任期は，他の委員の残任期間とする。

3 委員長，副委員長ならびに委員は，任期が満了しても後任者が就任するまで，その職務を行う。

(規程の変更)

第9条 この規程は，母協会の合意を得たのち，高松市スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更することができる。

附 則

この規程は，昭和60年7月12日から施行する。

附 則

この規程は，昭和62年5月16日から施行する。